

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 3 日

国体正式競技団体 会長 様

公益社団法人和歌山県体育協会  
会 長 仁坂 吉伸  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染予防対策に伴う活動の自粛について (通知)

平素は本会諸事業に対し、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。  
標記の件について、4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をう  
け、本県でも新型コロナウイルス感染症対策本部会が開催され、その対応を決  
定し発表されました。

つきましては、下記関連情報ホームページにおいて、最新の情報を確認の上、  
貴団体様におかれましても対応をよろしくお願ひします。

また、別添資料として「文部科学省Q&A等に対する県教育委員会補足資料」、  
「7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆さまへのお願い」  
を送付しますので、御確認ください。

なお、コーチスキルアップ事業とスポーツ医・科学サポート事業については、  
事業の特性上、特に感染拡大防止のため、5月6日まで事業実施を見合わせま  
すのでよろしくお願ひいたします。

5月6日以降につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症に係る社会  
状況等を踏まえ延長する可能性もございますが、改めて御連絡させていただきます。

○今後、感染拡大に伴い、政府や県の基本的方針がその都度、更新された場  
合は、最新の情報を一早く情報提供をするため、公益社団法人和歌山県体育  
協会ホームページに掲載してまいりますので、ご確認していただきますよう  
よろしくお願ひいたします。

公益社団法人和歌山県体育協会

URL : <http://www.wakayama-taikyo.or.jp>

※『新型コロナウイルス感染症に伴う情報提供』をご覧ください。

○関連ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/message/20200408.html>

【問い合わせ先】

〒 640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番地の 1

公益社団法人和歌山県体育協会 事務局

0 7 3 - 4 3 1 - 3 9 8 2

# 文部科学省 Q & A 等に対する県教育委員会補足資料

令和 2 年 4 月 7 日

## ■学校の教育活動の再開は、次の通知文等の内容を踏まえ対応することとする。

- ・ 令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」
- ・ 令和 2 年 4 月 1 日付け 2 文科初第 3 号「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について（通知）」
- ・ 令和 2 年 4 月 6 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A（4 月 6 日時点）」

=====

## ■以下、新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A（4 月 6 日時点 文部科学省）に対する補足事項

### I 学校再開について

#### 【保健管理等に関すること】

- 毎朝、自宅で体温を測り、発熱（体温が 37.5℃前後）や咳などの症状がある場合は、登校を控えるよう幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）及び保護者に周知すること。
- 児童生徒等及び教職員の日々の体温や症状等、健康状態については、健康観察票等（参考様式を示すが、既に活用しているものがあれば代用可）を用いて記録を保存するとともに、校内で情報を共有すること。
- 学級担任等は、登校後、速やかに児童生徒等が持参した健康観察票を確認すること。なお、登校前に検温や健康状態の確認ができていない児童生徒等に対しては、登校後、保健室等において速やかに検温及び健康状態の確認を行うこと。
- 使用した体温計は、1 回毎にアルコール綿で消毒すること。
- 管理職は、児童生徒等及び教職員の出欠状況やその理由等、健康観察の結果報告を教職員から受けるための校内情報共有体制を再確認しておくこと。
- 登校後に発熱等の症状が見られる場合に備えて、保健室とは別の待機部屋を可能な限り確保しておくこと。
- 保健室入室前には検温を行い、発熱等の症状がある場合は別の待機部屋へ入れる等、慎重に対応すること。その際、児童生徒等への付き添いは必要最小限にすること。
- 教職員及び児童生徒等は、屋内における近距離での会話や発声が必要な場合（授業中も含む）等、校内ではマスクを着用すること。

### 【心のケア等に関すること】

- 特定の国や地域をさして「(〇〇〇の国や地域)からの子供や保護者が来るなら(いるなら)学校には行かない(行かせない)」「(〇〇〇の国や地域)の子供が感染症を広めている」等といった偏見や差別につながるような言動やSNS等を利用したネット上への書き込みを行うことに対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うこと。
- 児童生徒等及び保護者等から症状等についての相談や連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

### 【学習指導に関すること】

- 各教科学習等を行う際には、クラスター(集団)発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくりに加え、次の(ア)、(イ)を考慮すること。

#### (ア) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

- ・ 理科、芸術科、家庭科、体育科、保健体育科及び専門学科において、共用で使用する器具や用具、ICT機器<sup>※</sup>等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行うこと。
- ※ ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。

#### (イ) 特に配慮を要する教科

- ・ 当面の間、音楽科や体育科、家庭科の調理実習等を行わないことなども検討すること。
- ・ 音楽科
  - ⇒ 単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせること。
- ・ 家庭科
  - ⇒ 単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせること。
  - ⇒ 生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。
  - ⇒ 当該教科の時間を活用し、できるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。
- ・ 体育科、保健体育科
  - ⇒ 単元を入れ替えるなど年間指導計画の見直しを行うこと。
  - ⇒ 体づくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避けること。また、大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触についても避けること。
  - ⇒ 多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。授業後の手洗いも励行すること。
  - ⇒ 当該教科の時間を活用し、できるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。
  - ⇒ 更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど、人の密度を下げる。また、換気を十分に行うこと。

### 【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

- 入学式及び修学旅行の対応については、文部科学省Q&Aによること。
- 当面の間、校外活動の場所は県内に限ることとし、移動に公共交通機関や貸切バスを利用する場合は、原則、延期もしくは中止とすること。
- 体育祭（体育大会）、球技大会の実施は、原則、2学期に延期すること。なお、やむを得ず1学期に実施する場合は、クラスター（集団）発生リスクの3条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じた上で実施すること。

### 【部活動に関すること】

- 当面の間、活動は原則、校内に限ることとし、活動時間は2時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させること。
- 相手と一定時間接触する、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り、ラグビーのスクラム練習等の対人練習については、原則として避けること。
- 更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど、人の密度を下げる。また、換気を十分に行うこと。
- 共用物の使用にあたっては、接触感染防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。

### 【学校給食に関すること】

- 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- 大勢が一斉に会食するランチルームの使用は控えること。ただし、食缶の数や配膳車の台数等の都合により、やむを得ずランチルームを使用する場合は、密集を避けるための時差会食や向かい合わせに座らない等の対応を行うこと。
- 特定されない複数の児童生徒等が食器具等に触れ配食する方式は避けるとともに、配食後は速やかに会食すること。例えば、セルフサービス方式等、複数の児童生徒等が食器具に触れる方式は避けること。

## 7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願いについて

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：安倍総理大臣）より、当該ウイルスの全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして緊急事態宣言がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間・区域として、5月6日（水）までの間、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県が公示されました。

このことを受け、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部長（和歌山県知事）として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり県民の皆様や事業者の皆様をお願いいたします。

### 《県民の皆様へ》

（緊急事態措置すべき区域への往来）

1. 緊急事態宣言の出ている5月6日（水）までの期間、緊急事態措置すべき区域として公示された7都府県への往来については、下記のとおり自粛等をお願いします。

特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。

なお、通勤や通院など生活維持のためやむを得ず往来が必要な場合については、以下のことに留意してください。

- (1) 勤務先や医療機関等以外の場所への立ち寄りを控えてください。また、帰宅後は、手洗い等を徹底し、家庭での感染の防止を図ってください。
- (2) 自らの健康観察を徹底してください。咳や発熱などの症状がある場合は、決して外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。

（感染予防と感染拡大防止）

2. 県内においては、現時点で爆発的な感染拡大が起こっている状況ではありません。

これまででも多くの県民の皆様には、自発的に行動自粛に取り組んでいただいているところですが、新たな取組も含め、以下のことに留意してください。

- (1) 咳エチケットや手洗い等、基本的な感染対策を継続してください。また、咳や発熱等の症状が見られる場合は、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- (2) 外出については、必要性をよく考えた上で、先送りできるのであれば、自粛をお願いします。
- (3) 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から地方への移動の自粛について強く要請されたこと、及び当該7都府県の感染拡大防止の取組等にも協力する観点から、当該区域からの積極的な誘客等は控えていただきますようお願いいたします。
- (4) 会食、カラオケ等で、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重なるような集まりを避けてください。
- (5) イベントや会議の実施については、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底が大前提ですが、そういった準備が整わない場合には自粛をお願いします。
- (6) 通勤については、勤務先に時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、積極的に活用してください。
- (7) 集団生活を行っている施設の皆様について
  - ・職員（調理従事者含む）はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状況についても自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。
  - ・食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとってください。

- ・入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で保健所に相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

(8) 次の項目に該当する方は、2週間の自宅待機とともに、以下によりご連絡ください。

- ・新型コロナウイルス陽性患者と明らかな接触があった方  
→最寄りの保健所または県庁健康推進課
- ・海外から帰国された方、緊急事態措置すべき区域として公示された7都府県にお住まいで帰省された方、当該区域から転勤された方  
→県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡専用ダイヤル 電話073-441-2170  
FAX073-431-1800

(事業者の取組)

3. 県内事業者の皆様は、従業員等の感染予防と健康管理に万全を期していただき、以下のことに留意してください。

- (1) 換気の悪い密閉空間に、多くの人が集まり、間近で会話や発声をするような環境を作らないようお願いします。特に、観光業やサービス業に携わる事業者の皆様については、例えば、換気励行や会席時の顧客同士の間隔を空けるなど、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底をお願いします。
- (2) 顧客の対応にあたっては、咳エチケットや手洗い等、感染の防止を徹底してください。また、至近距離での会話を避けるようにしてください。
- (3) 時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、積極的な活用を推進してください。また、制度がない場合は、速やかな導入をお願いします。さらに、従業員等が休暇を取得しやすい環境づくりについて配慮をお願いします。
- (4) 緊急事態措置すべき区域から県内に通勤されている従業員等については、可能なら在宅勤務を織り交ぜた勤務など、働き方の工夫をお願いします。
- (5) 当該7都府県への出張等はできるだけ先送りするなど調整をお願いします。
- (6) 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させ、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課への連絡を促してください。

(感染症患者や関係者等への配慮)

4. 新型コロナウイルス感染症患者やそのご家族及び対策に携わった方々等に対して、誤った情報や不確かな情報による不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害があってはなりません。

情報が正しいかどうかの確認については、最寄りの保健所または県庁健康推進課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関連する正しい情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

県民一人ひとりが今回の要請の趣旨をご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

県民みんなで力を合わせ、この事態を“オール和歌山”で乗り切りましょう。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）			
危機管理・消防課	小川、撫養（むや）	健康推進課	藤戸・並川
電話（直通）	073-441-2273		
	FAX		
	073-422-7652		
災害対策課	楠本、平田	電話（直通）	073-441-2657
電話（直通）	073-441-2261		

## 7 都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願いについて（第2弾）

新型コロナウイルス感染症の全国における感染拡大状況に鑑み、また、昨日、政府の基本的対処方針が変更されたこと等から、県としても4月8日に県民の皆様をお願いした内容に加え、本日、改めて下記のとおり県民の皆様へお願いいたします。

## 《県民の皆様へ》

## 1 外出の自粛等について

- (1) 「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。  
特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛について、強く要請します。
- (2) 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をして外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- (3) 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようお願いします。
- (4) 対象区域への往来自粛については、以下のことについて特に留意してください。
- 対象区域への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、対象区域への往来自粛をお願いします。
  - 特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。
  - 対象区域に通勤している方は、テレワークの活用など、可能な限り在宅での勤務をお願いします。なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。  
《商工観光労働総務課 073-441-2725 平日9:00～17:45》
  - 観光業等の事業者の皆さまには、対象区域から予約があった場合に自粛を働きかけていただくようお願いします。
- (5) その他一般的に、外出については、必要性をよく考え、先送りできるのであれば自粛をお願いします。

## 2 集団生活を行っている施設の皆様について

前回（4月8日のお願い）申し上げたとおりですが、特に、改めて以下のことについてご注意ください。

- (1) 職員（調理従事者含む）はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状況についても自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。
- (2) 食事については、buffetスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
- (3) 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で保健所に相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。
- (4) 面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

## 3 緊急事態措置すべき区域から帰省・転勤された方について

現在、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いしておりますが、ご近所で、対象区域から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。

その際、それが難しい場合は、直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

## 和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）

危機管理・消防課 電話（直通）	小川 073-441-2273	健康推進課	藤戸・並川
災害対策課 電話（直通）	楠本、平田 073-441-2261	電話（直通）	073-441-2657